

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主 事
・地球温暖化 自治体はどう応えるか
・武田薬品 市民のための環境協定を
・疑問の残る新総合計画1日討論
・資源ゴミ戸別収集 市民の減量意識は？

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

荏原ダイオキシン事故を教訓に

武田薬品新研究所からのバイオ公害を阻止しよう

荏原製作所の焼却炉からのダイオキシン流失事故が起こってから今年で10年目に当たります。荏原ダイオキシン流出事故の原因は、誤配管に寄るものとされていますが、真の原因は、スクラバーでダイオキシンが捕捉されるという知見が荏原製作所に無く、スクラバー配管を雨水管に接続してしまった事によるものでした。排水の水質検査も行われなかったため、7年間も排水し続け、あのような大事故となっていました。

現在、藤沢市内で、武田薬品新研究所建設が進められています。研究所から排出される排水、排気など、公害対策が問題となっていますが、荏原ダイオキシン事故の教訓を生かし、バイオ公害発生から湘南の環境の環境を守らなくてはなりません。

今回の研究所建設で武田薬品は、使用したバイオ、創薬・動物実験に使用した排水の半分を大清水浄化センターに流し込み 残りの半分は空中に放出しようとしています。藤沢市には、葉山市政時代に、工場排水を大清水浄化センターには流さないという公害協定が住民、藤沢市、武田薬品を含む市内50社と締結されているのに、武田薬品はこれを無視して、研究所は工場ではないという詭弁で研究所排水を大清水浄化センターに流し込もうとしている所に、第1の問題があります。武田の協定無視のやり方は、公害問題に対する武田の姿勢の表れであり、市民として許せません。

第2の問題は、かくも大量なバイオ、創薬、動物実験排水をPH調整だけで外部に排出しようとしていることです。荏原の場合でも、排出する水の水質検査をきちんとやっていればあのようなダイオキシン事故は起こらなかった筈です。武田の場合も、PH調整だけでなく生物学的培養検査が求められているのに、それをやろうとしないところに問題があります。

第3の問題は、研究所で使用した水や空気は、一切内部で循環再利用せず、全て外部に放出しようとしていることです。武田は、危険な排水は滅菌し、排気はHEPAフィルターで除去するから安心だと言っていますが、循環再利用すれば良いのに、それを一切やらない所に危険性が潜んでいると言わなければなりません。オートクレーブもHEPAフィルターも100%安心を保証するものではないからです。

日本を代表する大企業である両会社であるからこそ、社会的責任を果たして市民と共に住み良い生活環境を作ることが求められるところです。(武田問題対策連絡会 小林麻須男)

地球温暖化！自治体はどう応えるか

都市問題の講演を聴くことができた。講師は、気候ネットワーク代表 浅岡美恵弁護士で、その他パネルディスカッションでは各界の4氏が発表された。

基調講演で自治体で地球温暖化防止とまちづくりの観点から、どう取り組んでいくかの課題を話されたので紹介したい。

1. コペンハーゲンCOP15では2013年以降の具体的CO2の削減目標が合意されず先送りとなった。だが「2℃におさえる」ことは共有した。しかし、この目標の実現の可能性はかなり低いという。この図は地球温暖化の被害予測である。

避けられない地球温暖化 2℃を超える気温上昇で被害が広く、重大に			
水	温帯熱帯地域と高緯度地域での水利用可能性の増加 中緯度地域半乾燥低緯度地域での水利用可能性の現象及び干ばつの増加		
	4~17億人⇒	10~20億人⇒	11~32億人⇒ 水ストレス増加と追加的人口
生態系	両生類の絶滅の増加 ⇒	約20~30%の種で絶滅リスクの増加	地球規模での重大(40%以上)絶滅 ⇒
	サンゴの白化の増加⇒ 種の分布範囲の変化と森林火災リスクの増加 ⇒	殆どのサンゴの白化 生態系が影響を受け陸域生物圏の正味炭素放出源化が進行 ⇒ ~15%	広範囲に及ぶサンゴの死滅 ⇒ ⇒ ~40%
食料	穀物生産 低緯度地域	いくつかの穀物の減少 ⇒	全ての穀物の減少 ⇒
	穀物生産 中高緯度地域	いくつかの穀物の増加 ⇒	いくつかの地域での減少 ⇒
沿岸域	洪水と暴風雨による被害の増加 ⇒ 世界の沿岸灘地約30%消失 ⇒		
	毎年沿岸洪水を経験する追加的人口		⇒
健康	0~300万人		200万人~1500万人 ⇒
	栄養失調 下痢 呼吸器疾患 感染症による社会的負荷の増加 ⇒ 熱波 洪水 干ばつによる病率と死亡率の増加 ⇒ いくつかの感染症媒介生物の分布変化 ⇒ 医療サービスへの重大な負荷⇒		
0 1 2 3 4 5℃ 1980-1999年に対する世界年平均気温の変化(℃)			

日本の政権交代により鳩山首相は2020年までに25%の削減を国際的に公約した。

国内排出量取引、再生可能エネルギー固定価格買取制度、環境税、などである。

◎地球温暖化対策基本法が3月12日に閣議決定された。業界、労働組合からの圧力もあり、政権公約からは大きく後退した内容であり、不透明なプロセスもある。

焦点となったのは

- ①方向性→排出量と経済の同時達成は可能か？
- ②電力に対する取扱い→今後も原子力による間接排出で？
- ③キャブ & トレード (C & T) 国内排出量取引→経済産業省の抵抗？
- ④再生可能エネルギーなどエネルギー政策→従来型？ 不確かな定義で、電力事業者
に買い取り義務規定が無い。
- ⑤乏しい情報公開の視点。

再生可能エネルギーの種類は地域によって異なり、すべての再生可能エネルギー対象の買い取り制度創設がどの地域も変える事ができる。

2. 地球規模の国と自治体の温暖化対策がなぜ必要か

世界でCO2の半減、先進国では2050年までに80%削減が必要な温暖化対策は国でも地域でも文明史的転換が必要であり、大量生産大量消費型社会の行き詰まりを超える。80%削減の低炭素社会への移行には、経済システムの転換、すべてのセクターへの警報で、その参加と協力が不可欠である。

公害対策は地域の意志で対応可能である。温暖化問題は地球規模、国全体の新たな経済ルールの上に地域の役割を発揮できる。

3. 自治体の温暖化対策には国の実効性ある対策が不可欠である。

国は基本政策と少数の大規模排出源の対策を、

自治体は多数、多様な排出者対策、まちづくりの一環としてきめ細かく対策を。

自治体の出番で、基本計画、情報公開、市民参加を活用した地域づくりの経験が生きていくときである。

4. 自治体の役割分担と、土台となる国の制度に地域が挑戦するための課題は

- ・自治体の公害対応経験などを活用
- ・地域の低炭素経済→発電所・工場・設備・交通・再生可能エネルギー関連のインフラ再整備
- ・自治体の主体性と財源確保への対応→石油輸入費減・気候変動税、独自税を地方対策財源に・自治体の排出枠・オークション収益の配分など
- ・自治体管理のC & T制度→業務、運輸、家庭での削減対策支援、低所得者への支援、吸収源対策等との連携、
- ・全ての再生可能エネルギー買い取り制度が不可欠→家庭、中小事業所の住まいと省エネ診断・助言
- ・きめ細かな取り組みのための上乗せ・横出し地域対策を工夫
- ・地域の自然的・人的・文化的資源の活用

これらの仕組みを実行することが国と自治体にかせられる。

パネルディスカッションでは

- ①「NPO法人アサザ基金」の報告で、市民による公共事業「アサザプロジェクト」で湖と森と人を結ぶ霞ヶ浦再生事業をするネットワークを作り上げた。
- ②自治体のまちづくり審議会委員で「新しいまちづくり」を提言し、トップダウン型から反対運動した住民、その後住民が主役となり共働型へ発展し、住民参加と質の向上を成功させ、課題が多かった例。
- ③岐阜県恵那市の山村でエネルギー問題から水車による発電を成功させた例の報告
- ④岩手県藤巻町長さんからは86%が山林の町で、風力発電所やバイオマスガス化発電設備など新エネルギーで町内の電力を賄い、ワインづくり、酪農を発展させ、数々の村おこしに成功した例が話された。



(日比 遥)

市民のための環境安全協定を～昭和電工「公害防止協定」に学ぶ～

2009年3月21日、村岡公民館においてバイオバザード予防市民センター幹事で千葉県議会議員の川本幸立氏による講演があった。バイオ研究を行う昭和電工（千葉市緑区土気）と住民の間で環境安全協定を締結した経緯とバイオ施設の危険性の話を聞き、武田薬品が藤沢でやろうとしていることの危険性を再認識させられた。

バイオ関連の法令は感染症法と遺伝子組み換え生物等規制法があるが、これらは国と企業の利益のためにあり市民の安全はあまり考慮されていないそうである。行政は既存の法令に合うかどうかだけの判断で、法令がなければそれ以上のことはせず、専門知識がなく遺伝子組み換えとは何かすら知らず学ぶ姿勢もない行政職員。法令、行政任せでは到底住民の命は守られるものではない。また感染症法は近年、生物テロに対応するように改正されたが、国はそこまで想定しているということであり、危険な病原体を扱うことを認めた証拠である。

更に驚いたのは武田が排気の安全性のよりどころとしているHEPAフィルターはJIS規格遵守規定なし、守れない施設が多いので規定なしになっているそうである。HEPAフィルターなど、こんな程度のものであり、これで安全などと言えたものではない。

昭和電工研究所は敷地面積約7ヘクタール、研究棟4階建て1棟、従業員約100名。病原菌は扱わず、P1、B1レベル以下の菌の遺伝子組み換え実験を年に数回程度。実験動物は年間2000～3000匹。動物の死骸は敷地内での焼却はせず専門業者に委託。一方、武田薬品研究所は敷地面積25ヘクタール、10階建てのバイオ実験棟15棟、その内動物実験棟7棟。人に感染すると大変危険な鳥インフルエンザウイルスやエイズウイルス、ペスト菌、炭疽菌などP3レベルの病原菌を扱うということだが詳しくは企業秘密ということで明らかにされていない。実験動物は通常100万匹扱うとも予想されるがこれも企業秘密ということで明らかにされていない。動物の死骸は敷地内で焼却する。

昭和電工研究所は160ヘクタールの工業団地内にあるが、かたや武田薬品研究所は前者に比べ規模が大きく、研究内容もはるかに危険な内容にもかかわらず住宅密集地にある。ウイルスはいったん漏れたら回復不可能なため、バイオ事故は原発事故より危険とも言われている中、巨大バイオ施設を住宅密集地につくることは非常識である。

会の最後に参加者から「自分たちの金もうけのために藤沢市議は市民を見殺しにするのか。市議はどういうつもりなんだ！」と怒りの声があがり、（市民を見殺しにする議員はこの講演会には参加していないので）柳沢藤沢市議から「まったくおっしゃる通り。私は議会で（市民の立場で）頑張りたい。」と回答があった。千葉での安全協定締結は、八百長がまかり通り学芸会のような千葉県議会で奮闘した川本氏の力によるものであるが2500名参加の市民団体が大きな力となったのは間違いない。藤沢では市民運動の力がまだまだ弱い。企業の横暴を許さず、自らの命と健康を守るのは私たち自身の力にかかっている。

（矢畑 文）

バイオ施設の環境安全協定資料 (川本幸立氏講演資料より)

○千葉市と昭和電工の「公害防止協定」と「細目」

1993年12月、千葉市と昭和電工の間で締結された「公害防止協定」では、病原菌は扱わない、P1・B1レベル以下とするなどの研究業務規制、実験動物の厳格な管理(注1)などを求める内容となっている。科学技術庁「組換えDNA実験指針」が求める設備内容よりも、安全面で厳しい条件を求めており、同「指針」の不完全性が指摘されているに等しい。なお、協定の詳細内容、運用状況については住民には公開されない。

(注1) 自家繁殖の禁止や1日1回以上の飼育動物数の確認など

○千葉市先端技術環境保全対策指針

1994年6月、「千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指針」が施行され、事業者周辺住民に対する説明会開催が義務づけられた。ただし、地域住民の範囲(2km)、住民意見の反映や説明会報告書公開の不明確性、病原菌施設や動物実験施設を対象外としているなどの課題が指摘される。

○住民と昭和電工との環境安全協定

1994年12月、千葉市立ち会いの下、地域の5町内自治会(2500世帯余り)と昭和電工との間で「環境安全協定」が締結された。93年11月から「土気緑の森工業団地バイオ研究所の安全性確認を求める会」(会員数2500名余り、以下「求める会」という)と昭和電工との間で協定内容の協議が7回行われ、94年3月に内容について合意に至った。昭和電工は「求める会」とは協議はするが協定締結相手にはしないという姿勢をとったため、その後、5つの町内会や自治会の定例総会などで協定締結することが決議され、千葉市との交渉の結果、ようやく締結に至ったもの。

協定第2条により、年1回、双方7名ずつ出席の「協議会」が開催され、あわせて第8条の「立入調査」が行われている。この協議会は今まで6回開催されているが、排水や排気の分析測定結果、管理日誌、マニフェスト票などを閲覧し、安全に関する意見交換、要望を行っている。協議会等の結果は、ニュースを通じて全戸に報告されるとともに、各町内自治会の環境委員会等で詳細に報告されている。



「資源ごみ個別収集で、収集費用は増えないの？ 資源ごみがだしやすくなって市民の減量意識は薄れない？」

資源ごみ戸別収集のモデル地区(辻堂1500世帯)にむけて説明会が行われました。

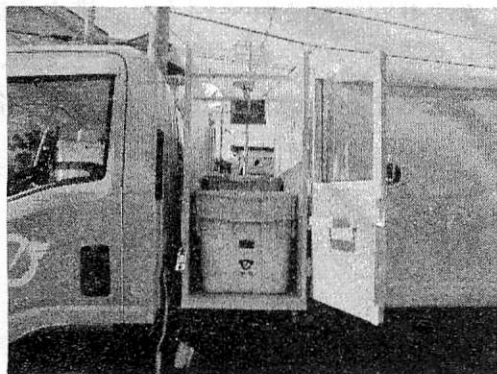
4月から実施する資源ごみ個別収集カレンダーが各世帯に配られましたが、月～金まで毎日ごみをだすようになっていきます。家の前に、段ボールやバケツなどの容器の中に重しになる物を入れて出すように説明。モデル地域で一年間実施、検証したその後H23年に地域を広げ、さらにH24年には全市で実施する予定だそうです。検証といいながら実施はすでに決まっている？全市に個別収集が広がれば収集費用が増えることは間違いありません。

自治会の活動費だった「資源協力金」(還元金)は見直しを検討するそうですが、協力金を無くすための戸別収集ではないのでしょうか？自治会によっては何十万円になります。自治会行事などの貴重な活動資金で、なくされると大きく影響します。集合住宅は、今までどおり集積所にだすので変わりません。一戸建てばかり優遇されていると不満の声が高まるのは当然です。

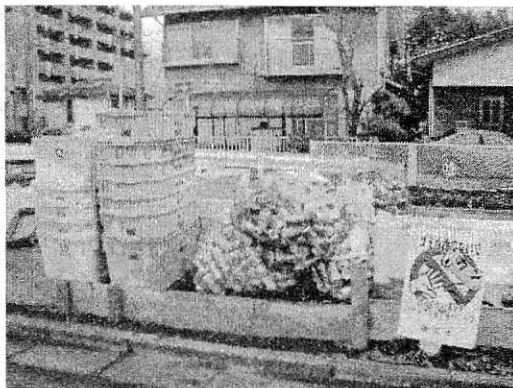
資源ごみが家の前に頻繁にだせるようになると、「今までお店に返していた、なるべく資源ごみになる商品を選ばなかった」などの減量意識が薄れ、結果として資源ごみ量が増えることはないのでしょうか？資源ごみ当番(立ち番)の負担軽減が実施の理由になっていますが、いままでどおり資源ごみ置き場に置く資源物もあり、ルール of 徹底を心配する声もありました。しばらく職員が回るように要望がだされました

エコネットが実施した前回の市長選候補者アンケートで海老根市長は、ゴミ袋の値段40リットル80円を40円に下げると回答しています。3年後の見直しを資源ごみの個別収集でごまかすのではなく、高いゴミ袋の値段を下げてほしいです。

(ゆめ ほのか)



改造されたパッカー車で、戸別収集されます



新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パックの資源ごみ置き場になります

疑問の残る、新総合計画の「1日討論」

「藤沢市新総合計画基本構想の概要」という別刷り広報が、配られました。

この裏面には、「藤沢のこれから、1日討論」という討論型世論調査の主な調査結果の概要、が書いてあり、1日討論に参加した無作為抽出の258人の市民のアンケートへの回答結果は基本構想を裏付ける、とでも言いたげなものです。しかし、設問やアンケート結果の報告書や参加者へ渡された資料、などとあわせて見てみると、その広報に「主な調査結果の概要は」として書いてある事について、疑問も浮かびます。

まず、「地域ごとの基準で政策を実施すべきとの声が多く、地域で考え、地域で実行する政策についての方向性が示されました。」と書いてあります。しかし、参加者に配られた資料の中での分権についての記述には、地域経営会議すら記述されていません。これでは、現実にある地域経営会議の課題、たとえば、運営の難しさをどう改善していくのかや、人選の問題などは意識されません。分権についての図があるぐらいで、その分権モデルという図には、本庁が記されてなく、基本構想の地域内分権というより、13地区に分かれる分離独立をイメージするものです。分権についての記述は大変不足しています。基本構想が謳う形の「地域分権」を参加者が支持したと言えるのでしょうか？

次に、「政策の重点は、これから生まれてくる将来の世代に置くという声が多く、政策の検討に当っては、藤沢の将来の姿を見据えた上で決定するという方向性が示されました。」と書いてあります。これについての、現世代重視か次世代重視かという設問は、老人を見捨てるか赤子を見捨てるか、というようにさえ取れる答えにくい設問でしたが、どうしても選べと言われれば次世代、という人が少々多かったのだと思います。しかし、1日討論のアンケートの別の設問には、「投資対象はハードインフラかソフトインフラか」という設問もあって、その回答結果は、公共施設・道路などのハードインフラの選択肢の反対側の、教育・福祉などのソフトインフラに近い選択肢が、討論前も討論後もトップです。しかしその回答結果の事は、広報の「主な調査結果の概要は」には記述がありません。

3つ目に、「公共サービスについては、高負担に基づく手厚いサービスよりも、一定水準のサービスで良いという市民ニーズが示されました」と書いてあります。

このテーマについての設問では、選択肢1の「手厚いサービスを行うべき」から、選択肢7の「ほどほどのサービスでよい」までの、7段階から選択、となっていたわけです。他の設問の選択肢は、両極端なものを選択肢に出して、中間や中間に近い選択肢が、皆優勢です。それなのにこの設問だけが、片側に「ほどほど」という中間的な言葉を出したので、極端から中間に回答が近づいたに過ぎない、とも言え、意図的に「手厚いサービス」が負けるようにした、とさえ思えるものです。

それらに関わらず一方的に広報で掲載されてしまった事も見ますと、討論型世論調査とは行政主導型で、設問を恣意的に設定し、有利な資料だけを配り、結果の解釈も自由であり、市民に決して有益なものではなかった、という印象を拭えません。1日討論が終わってしまったわけですから、あとは、市民委員がいない審議会と、市民委員が居るけど議決権や提案権の無い100人委員会で、策定は進んでいくわけです。

(内藤繁)

ふじさわ環境フェア 協賛行事募集

今年は市政施行70周年記念の事業の一環として 6月26～27日に市と実行委員会の共催で環境フェアが行われます。環境に関する講演会、発表会などの「協賛行事」を募集します。催しは6月の環境月間中に行われることを広報などに載せてPRできます。

締切 4月20日(金) 必着

「ふじさわ環境大賞」も募集、作文や絵画を5月14日(金)までに。詳しくは広報を。

申し込み 環境政策課 ☎50-3506 fax 50-8402 まで

ゴミ有料化裁判 傍聴をお願いします

4月27日(火) 13:15～ 東京高等裁判所 825号法廷

連絡先 44-2652 村上



武田問題住民訴訟

4月14日(水) 14時

横浜地方裁判所 502号法廷

傍聴をお願いします

連絡先 080-5099-4264

藤沢市の組織改正 4月1日から

地域主体のまちづくりを推進するため地域に関わる予算と権限を各市民センター・公民館へ移譲されたのが特徴です。新年度で混乱しないよう気をつけましょう。

*まちづくり推進部(都市整備部廃止)→まちづくりみどり推進課 藤沢駅周辺地区整備担当 西北部長後地区整備事務所 村岡地区整備事務所 北部地区整備事務所(都市整備課 公園みどり課 柄沢区画整理事務所 長後地区整備事務所廃止)

*計画建築部→建設総務課 景観課(都市計画課 景観まちづくり課廃止)

*土木部→土木経営課 道路管理課 下水道施設課 土木維持課(土木計画課 交通安全課廃止)

*市長室→秘書課 広報課 国際課(調査担当は廃止)

*市の出資団体も統合整備されました

(財)藤沢市みらい創造財団→藤沢市青少年協会・スポーツ振興財団・芸術文化振興財団を統合

(財)藤沢市まちづくり協会→(財)社会福祉事業協会のシルバー人材センター・生きがい就労センターを統合

藤沢エコネットから

学習会「地球温暖化防止のための都市政策を考える」

藤沢のまちづくりから見た温暖化対策への構想のお話です!

講師 大西勝彦さん(藤沢市温暖化防止対策地域協議会代表)

4月11日(日) 13:30～ 市民活動推進センター

資料代300円 どなたでも参加できます



会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 4月15日(木) 17:30～ 市民活動推進センターにて

《編集後記》新年度になり、桜も入学式に間に合いそうでほっとしたころ。今年3月に入っ
ての寒さの異変にはとまどった。すべてが年度切替えて回り始め、自治会やサークルも年度
初めでフレッシュになるのだろう。藤沢市も機構改革で「まちづくり推進部」ができた。
地域が主体の行政というが、市民が戸惑うことのないような窓口業務を望む。(H)